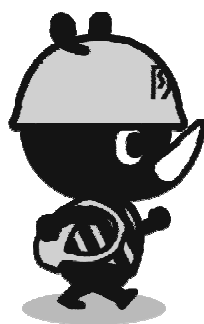


1 ダイジェスト版

※各区市町村や
避難所ごとの状況に
あわせたものを
用意しておきましょう



東京防災公式キャラクター
「防サイくん」

1 ダイジェスト版 目次

◆発災直後～避難所開設の初日を乗り切る……………	1
◆レイアウト例……………	3
◆避難所開設2日目からは避難所の運営体制を整備する……………	5
◆今後避難所運営マニュアルを作成する場合、以下の資料を揃えましょう……………	9
◆災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ……………	10

発災直後～避難所開設の初日乗り切る

1 避難所として使用できる建物かチェックをする。

災害からの避難者の生命を守るために、まず、避難所が安全な場所であることが最重要。区市町村職員や施設管理者がいれば指示のもと、いない場合は自治会等で当面のリーダーを決めて、必ず複数人で、避難所にしてよい建物か、確認する。建物・設備・機械系の専門職がいる場合は、協力を得る。

発災時の開錠の担当

平日昼間

担当者：

夜間・休日

担当者：

1 建物周辺が安全か

- ・地滑り、地割れ、液状化等

2 建物自体が安全か

- ・傾斜 ・床や柱の破損
- ・火事やガス漏れ ・天井落下の危険性

3 建物の内部が安全か

- ・ガラスや照明器具の落下
- ・足元の安全

4 避難者が集えるだけのスペースがあるか

避難スペースのほか、本部や掲示スペースになりそうな場所の見当をつけておく。

POINT

施設の安全性が確認できるまで、避難者には、校庭など安全な広い場所で待機してもらう。

避難者が先に建物に入ると、後で移動してもらうのは難しい。設営の混乱を避ける意味もある。

避難所として安全な施設であれば
避難所として使用する決定をする。
(連絡先) 区市町村の災害対策本部
〇〇〇 〇〇

避難所として安全な建物でない場合
他避難所への移動を検討する。
(連絡先) 区市町村の災害対策本部
〇〇〇 〇〇

2 本部を立ち上げ、初動時に不可欠な機能に注力する。

避難者、区市町村職員、施設管理者の協力のもと、避難所本部を立ち上げる。

避難者については、その後の運営の主体になるので、平常時から地域を熟知する自治会を中心に、できるだけいろいろな立場の方（男女・年代等）の協力を得る。また、建物・設備・機械系や福祉医療系の専門職がいたら、協力を得る。

被災による心身疲労の中での設営となるため、初日は、初動に不可欠な機能に注力する。

運営総括【管理責任者と情報連絡体制、全体総括】

- 避難所開設の決定をし、区市町村の災害対策本部に報告する。
- 資機材（文房具、掲示物、避難者名簿）を準備し、事務機器・通信機器の状況を確認する。
- 避難者が利用できるスペース、設備をアナウンスする。
- 翌日までに最低限必要な生活ルールのアナウンスをする。
（①消灯・起床時間、②緊急時の相談窓口 ③トイレ・ごみなど共用部使用ルール）

建物設備の安全点検

- 施設内外の利用区分を掲示する。
 - ①立入禁止区域・設備 ②避難スペース（通路や荷物置き場を十分確保して区分し、要配慮者への配慮を行う。）
 - ③トイレ・水回り ④物資搬入・集積
- 本部作業に必要な事務機器・情報通信機器の状況を確認する。
- 電気・ガス・水道等の状況を確認する。

POINT

被災時には、パソコンやコピー機が使えないことも。

様式等は紙で用意しておく。

- ・マニュアル・様式・掲示物
- ・避難者カード（世帯数分）

情報の収集と伝達

- 可能な方法で、随時情報収集をし、掲示する。
 - ①災害の状況 ②周辺の被災状況

避難者の安全確保と受入れ

- 待機、受入れ時に負傷者、急病対応を行う。
- 自治会の協力を得て、できるだけまとまってもらい、避難スペースに誘導してもらう。
- 避難者名簿があれば確認、なければ代表者氏名と人数を記載

POINT

受付は、障害者や高齢者、病気をもちの方、妊産婦や乳幼児など、配慮が必要な方から。

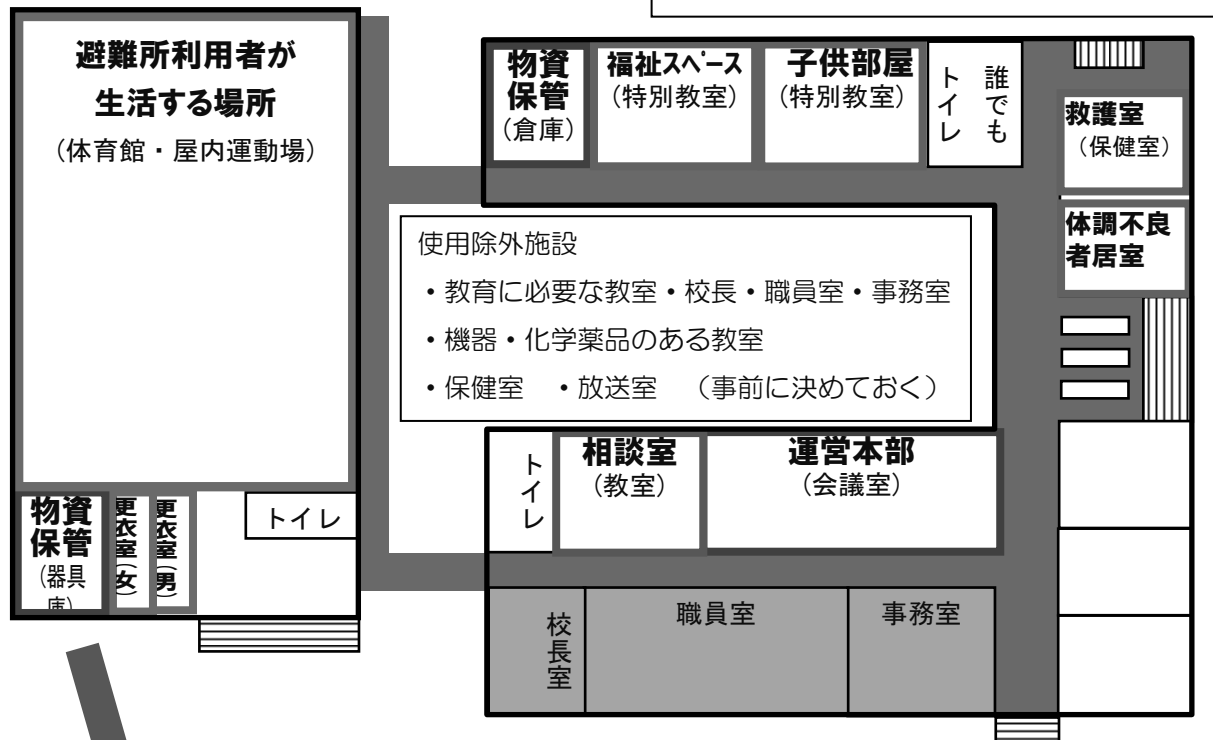
避難所の資材・環境の整備

- 段ボールや毛布等の配布
- 水・食料の確保
- トイレ(施設内トイレが使えない、不足の場合)
- ごみ捨て場（燃えるごみ、燃えないごみ、びん・缶・ペットボトル等）

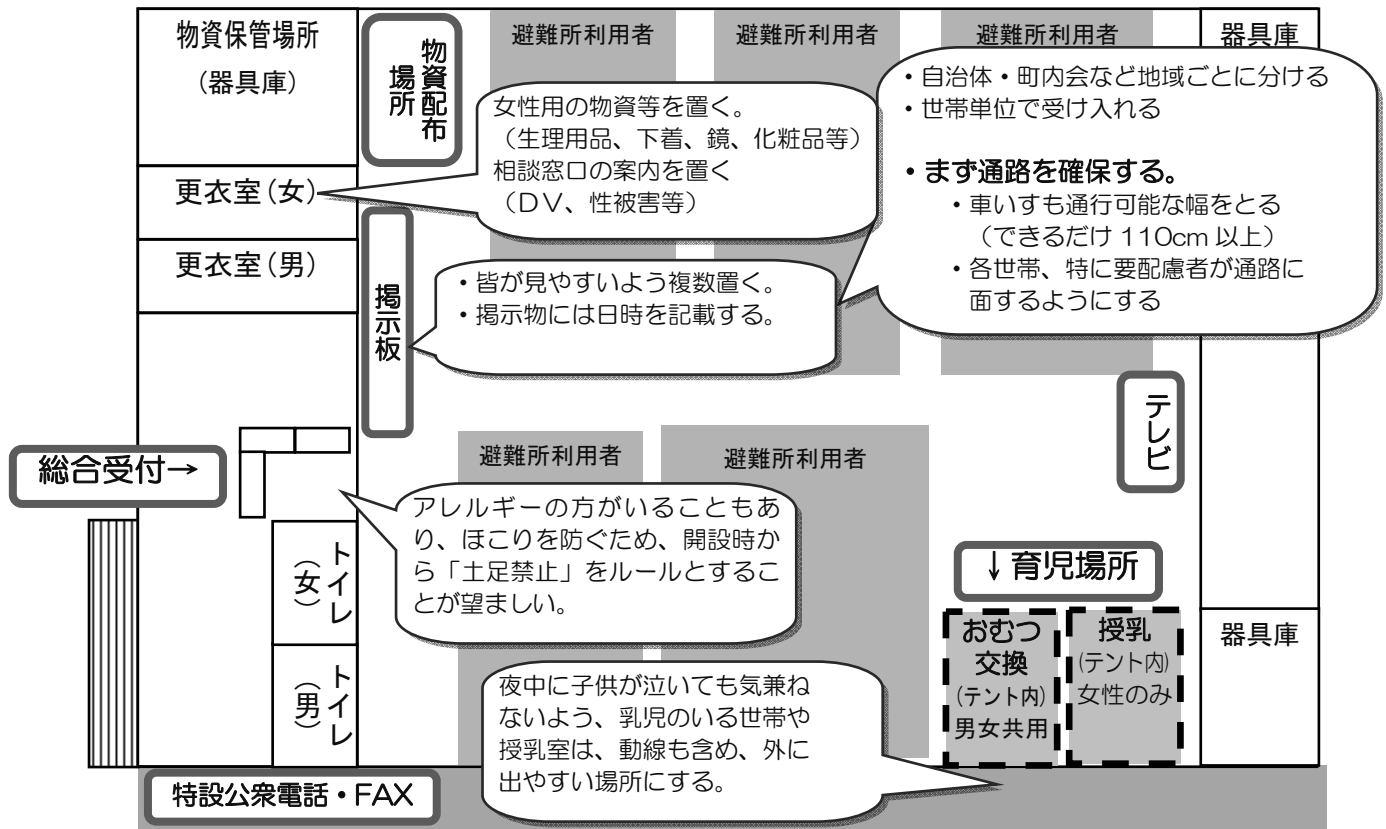
避難者カードは、状況に応じて翌日に記載するのでもよい。

レイアウト例（学校など）

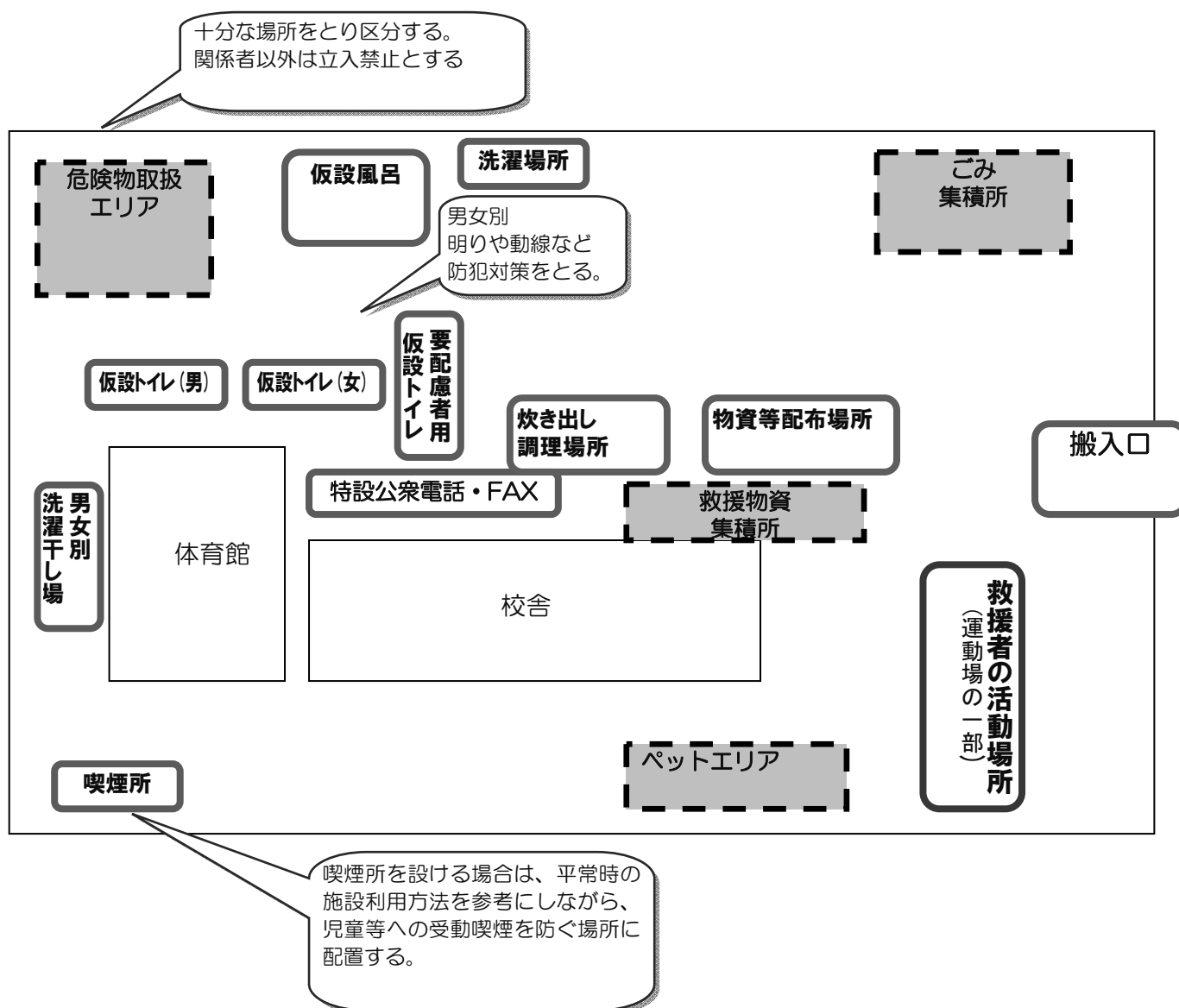
・建物内全体図



・避難所利用者が生活する場所（体育館・屋内運動場）



・屋外の利用（体育館・屋内運動場）



避難所開設2日目からは避難所の運営体制を整備する

1 避難所運営は、住民が中心となっていく。

避難所運営委員会のメンバー・役割分担を具体的に決めていきます。

【避難所運営委員会の例】

避難所は、住民であり地域をよく知っている避難者が中心となって運営しましょう。

*避難所運営委員会には、多様な視点が運営に反映されるよう、男性・女性双方、様々な年齢や立場の方で構成するようにしましょう。

*施設管理や保健衛生、危険物管理など、避難者に専門職がいたら協力を得ましょう。

避難所管理責任者

(行政職員)

避難所運営委員会

住民

- ・代表
- ・副代表

行政担当者

- ・災害対策本部との連絡調整

施設管理者

- ・建物管理運営

居住組

数世帯～10世帯の組

代表者会議の開催

- ・会議は初動時には、1日数回、後には1日に1・2回開催します。
- ・会議のメンバーは、代表・副代表・各班班長・居住組班長。行政担当者・施設管理者で開催します。

班別会議の開催

班ごとに実務の話し合いを適宜行います。

総務班

- ・委員会内の連絡・調整
- ・災害対策本部等との連絡調整
- ・施設管理
- ・外部との窓口

情報班

- ・情報の収集・伝達

避難者管理班

- ・避難者の把握

保健衛生班

- ・避難所の衛生環境の管理
- ・救護所・保健師巡回・医療との連携
- ・要配慮者の状況把握

物資班

- ・避難所生活物資の配給
- ・物資の管理・不足物資の要請
- ・炊き出し

相談班

- ・避難者ニーズの把握

ボランティア班

- ・ボランティアの把握

ボランティア

防犯・防火班

- ・避難所の警備
- ・防火・危険物対策

代表・副代表

○避難所運営委員会の総括

- ・避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し、決定します。
- ・各班のメンバーへの的確な指示を行います。

○関係機関との連絡・調整

- ・避難所の状況について、関係機関に連絡し、要望等について調整します。
- ・関係機関からの連絡事項について、委員会に伝達し、避難者に必要な情報を提供します。

総務班

○委員会内の連絡・調整

- ・代表の補佐役及び委員会の事務局として、会議開催、資料・記録作成を行い、各班の活動を支援します。

○災害対策本部等との連絡調整

- ・災害対策本部への避難所開設状況報告や物資・派遣職員要請などを行います。
- ・その他関係機関との連絡調整の窓口となります。

○施設管理

- ・施設管理者と連携しながら、施設全般の使用方法を決定し、必要な管理を行います。
- ・遺失物等の管理を行います。

○外部との窓口

- ・マスコミ取材や外部からの問い合わせの窓口や、郵便物・電話等の取次ぎを行います。

情報班

○情報の収集・伝達

- ・避難者に必要な情報の収集・伝達を行います。
- ・掲示板等の情報を管理します。

避難者管理班

○避難者の把握

- ・避難者カードをとりまとめ管理を行うとともに、避難者名簿を作成します。
- ・退所状況などをとりまとめ、避難者の把握を行います。

保健衛生班

○避難所の衛生環境の管理

- ・感染症予防や健康管理、ペット対応など、避難所の生活衛生環境管理を行います。

○救護所・保健師等巡回・医療との連携

- ・避難者の健康状況等を把握し、救護所や保健師等巡回等と連絡調整を行います。

○要配慮者の状況把握

- ・介護や医療を要する避難者の状況を把握し、病院への搬送や社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送等の連絡調整を行います。

物資班

○避難所生活物資の配給・炊き出し

- ・避難所で必要な生活物資を避難者に配給します。また、炊き出しの指揮をとります。

○物資の管理・不足物資の要請

- ・備蓄物資の現品管理を行い、必要数や不足数について、総務班に要請します。

相談班

○避難者ニーズの把握

- ・相談窓口や個別相談、意見箱などを通じて、避難者のニーズを把握します。
- ・把握したニーズについて、総務班や保健衛生班に引き継ぎます。

ボランティア班

○ボランティアの把握

- ・避難者側のボランティアの支援に係るニーズを把握し、総務班に引き継ぎます。
- ・避難所で支援しているボランティアの状況を把握し、ボランティア名簿等を作成します。
- ・ボランティアからの意見やニーズを把握し、総務班に引き継ぎます。

防犯・防火班

○避難所の警備

- ・防犯のため、避難所内外をパトロール等行い警備します。

○防火・危険物対策

- ・避難所における防火対策の徹底に努めます。
- ・消防署の協力を得て、危険物の適切な管理に努めます。

2 避難所の運営方針・生活ルールを、全員で共有し守る。

避難所は、避難者や避難所外避難者の生活の場です。

また、行政担当者、施設管理者、ボランティアや支援者などが活動する場でもあります。

そのため、避難所の運営方針や生活上のルールを、避難者・支援者など全員で共有し守れるよう、運営の初期の段階で方針を決め、掲示等で周知することが重要です。

【避難所の運営方針・生活ルールの例】 ⇒ 掲示用様式 2

3 避難者の健康を守り、二次被害を防ぐ。

避難所では、通常と異なる環境での生活となるため、感染症や食中毒、生活不活発病やエコノミークラス症候群などの二次被害を予防しなければなりません。

【避難所での衛生管理の例】 ⇒ 掲示用様式 9、11、13

【避難所での健康管理の例】 ⇒ 掲示用資料 10

4 配慮を必要とする方の支援ニーズを想定する。

避難所では、様々な方が共同生活をするため、多様性を尊重する必要があります。男女双方の視点やLGBTの方の視点、また配慮を要する方の特性に応じた支援ニーズを、ある程度予測しながら運営することが、円滑な支援につながります。

【支援ニーズの例】 ⇒ 管理者用資料 1

今後避難所運営マニュアルを作成する場合、以下の資料を揃えましょう

■区市町村マニュアルの場合

- 1 区市町村内地図
 - 2 避難所一覧（住所・連絡先）
 - 3 委員会用様式集 ※各自治体の状況にあわせたものを用意
 - 4 避難所掲示用様式集 ※各自治体の状況にあわせたものを用意
 - 5 災害対策本部の組織・連絡先
 - 6 災害対策本部への連絡事項・要請事項とそのルート
 - 7 自治体の備蓄品・支援体制
- 自治体内では統一した様式とする。

■避難所ごとのマニュアルの場合

- 1 区市町村内地図（関係機関・他避難所位置等も記載）
- 2 避難所一覧（住所・連絡先）
- 3 委員会用様式集 ※各避難所の状況にあわせたものを用意
※1 緊急連絡先一覧については、予め記載して用意しておく。
※3 建物の構造別チェックシート、建物の安全点検のためのチェックリスト、トイレ使用のためのチェックリストなどについては、事前に施設管理者と打合せをして、各避難所にあった内容にしておく。
- 4 避難所掲示用様式集 ※各避難所の状況にあわせたものを用意
※立入禁止箇所やトイレなど、必ず必要となる表示は、あらかじめコピーして用意しておく。
- 5 避難所でのライフライン等のチェックや使用法に関する資料
例）ジャッキ、非常用電源、防災無線、消防設備、AED等
※事前に施設管理者と打合せをして、各避難所にあった内容にしておく。
- 6 避難所レイアウト図（ダイジェスト版を参考に作成する）
※事前に施設管理者、自治体、住民等で話し合った内容を反映させる。
- 7 避難所運営委員会と各班の役割（ダイジェスト版を参考に作成する）
※事前に施設管理者、自治体、住民で役割分担について話し合った内容を反映させる。
- 8 避難所に備蓄されている物品一覧
- 9 自治体の備蓄品・支援体制

◆災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ

大項目/中項目		項目	準備段階	成災期(3日目まで)	復旧期(1週間まで)	復興期	
平時から実施すべき業務	運営体制の確立	1. 避難所運営体制の確立	● 避難所支援メンバーの選定（市内・市外） ● 各避難所に運営委員会を設置する ● 災害対策本部と避難所の連絡体制の確立	● 避難所派遣職員が災害対策本部との通信訓練 ● 避難所運営委員会で定期的な会議を実施する ● 避難所派遣職員が、災害ボランティア本部への派遣要請・調整業務を遂行する	● 災害対策本部で避難所支援に関する話し合いを開催（必要に応じUNPO・ボランティア等の参加） ● 行政職員の応援要請 ● 食事故の把握・要請 ● ボランティアの派遣要請	● 初動（発災当日） 成災期（3日目まで） 復旧期（1週間まで）	
		2. 避難所の指定	● 災害想定に応じた避難所を確保 ● 福祉避難所 / スペースの確保 ● 被災想定に応じた備蓄物資計画を作成	● 指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの明示 ● 協定等により支援専門職員を確保 ● 飲料水、食料・携帯トイレ・簡易トイレ等を確保	● 指定避難所以外の避難所の把握 ● 日南町サービス施設等を確保 ● 車避難者へエコノミークラス座席禁止の周知を実施 ● 避難所開設前に二次救済可能性を確認	● 多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ● 行政職員の応援要請	
		3. 初動の具体的な事前想定	● 避難所における二次救済可能性の確認を実施 ● 避難所運営マニュアルを作成・訓練を実施	● 延焼火災の危険性・可能性の確認 ● 女性の能力や風見を生かせる場を確保	● 指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの明示 ● 協定等により支援専門職員を確保 ● 飲料水、食料・携帯トイレ・簡易トイレ等を確保	● 指定避難所以外の避難所の把握 ● 日南町サービス施設等を確保 ● 車避難者へエコノミークラス座席禁止の周知を実施 ● 避難所開設前に二次救済可能性を確認	● 多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ● 行政職員の応援要請
		4. 支援体制の確立	● 避難所からの要請が無くても物資を届ける（プッシュ型）体制を実施 ● 避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定検討	● 災害ボランティアセンター設置の必要性を確認 ● 県民避難者への対応を企業等に要請	● 指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの明示 ● 協定等により支援専門職員を確保 ● 飲料水、食料・携帯トイレ・簡易トイレ等を確保	● 指定避難所以外の避難所の把握 ● 日南町サービス施設等を確保 ● 車避難者へエコノミークラス座席禁止の周知を実施 ● 避難所開設前に二次救済可能性を確認	● 多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ● 行政職員の応援要請
		5. 県民避難者・在宅避難者対策	● 県民避難者対策の必要性を確認 ● 在宅避難者の安否確認の方法を検討	● 県民避難者への対応を企業等に要請	● 指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの明示 ● 協定等により支援専門職員を確保 ● 飲料水、食料・携帯トイレ・簡易トイレ等を確保	● 指定避難所以外の避難所の把握 ● 日南町サービス施設等を確保 ● 車避難者へエコノミークラス座席禁止の周知を実施 ● 避難所開設前に二次救済可能性を確認	● 多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ● 行政職員の応援要請
避難業務	大項目/中項目	項目	6. 避難所の運営サイクルの確立	● 避難所運営の実施手順の確立 ● 避難所の被害状況確認 ● 危険箇所のチェック ● 立ち禁止場所の表示	● 避難所運営方針の決定 ● 避難所運営ルールの確立 ● 避難所運営会議（定例）を実施する（必要に応じUNPO・ボランティア等の参加）	● 復旧期	
			7. 情報の取得・管理・共有	● 無線・衛星携帯電話等通信設備を確保 ● 無線等情報機器のための電源を確保 ● マスコミ取材対応方法を検討 ● 地域の被害状況の集約方法を検討	● 避難所の周りの危険・被害を周知する ● 避難所の開設状況を周知する ● 災害対策本部からの情報周知 ● マスコミ対応 ● 避難者、在宅避難者別に必要食料の報告 ● 食料の数量管理、衛生的な保管状態	● 避難者の安否調査対応（外部からの問合せ） ● 避難所の開設状況を周知する ● 災害対策本部からの情報周知 ● マスコミ対応 ● 避難者、在宅避難者別に必要食料の報告 ● 食料の数量管理、衛生的な保管状態	
			8. 食料・物資管理	● 物資供給計画の作成 ● 在宅避難者用物資の配布体制を確保	● 地域資源（食料）の活用 ● 備蓄物資の配布	● 避難者、在宅避難者別に必要食料の報告 ● 食料の数量管理、衛生的な保管状態	● 炊出し実施のための調理器具や食材 ● 暖かい食事の提供、栄養面に配慮 ● 個人属性に応じた栄養面への配慮
			9. トイレの確保・管理	● 災害用トイレの確保・管理計画を作成 ● 災害時の水洗トイレの使用ルールを作成 ● 汲み取り水との協定締結 ● 手洗い用の水、石鹸を確保 ● 備蓄している収容用トイレを避難所に届ける手段を確保する	● 仮設トイレの使用可能な個室（便座）を確認 ● 生活用品等を確保する ● トイレの使用ルールの周知・掲示 ● 手指消毒液を確保 ● 防犯対策としてトイレの中と外に照明を設置 ● トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握	● トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する ● 使用済み排泄トイレ（便袋）の保管場所を確保する ● 避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を作成する ● 感染症が出た時の専用トイレ確保 ● 入浴部門・入浴確保者のための器具交換スペースを検討する	
			10. 衛生的な環境の維持	● ゴミの集積場所を決める ● 食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法 ● 避難者の健康管理シートの作成 ● 感染症予防の重要性を確認	● 手洗い方法の周知徹底 ● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 手洗いの衛生的な管理、汚物の回収 ● 炊出し等調理する人の健康チェック ● 心のケア専門機能ボランティアの巡回・派遣体制 ● 持病への対応（持病の悪化防止） ● 健康相談窓口の確保（健康相談・管理）	● トイレの衛生的な管理、汚物の回収 ● 炊出し等調理する人の健康チェック ● 心のケア専門機能ボランティアの巡回・派遣体制 ● 持病への対応（持病の悪化防止） ● 健康相談窓口の確保（健康相談・管理）
二対スヘの対応	よりよい環境	11. 避難者の健康管理	● 床に直接寝ることなどで病気になる可能性を減らす ● 旅館・銭湯など民間事業者との協定締結 ● 避難者の滞在可能性の検討を実施する（配達が必要な人の避難所での滞在可能性検討）	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 心のケアイベント・サロン活動等 ● 福祉避難所へ移動、専門施設への入所を検討 ● ボランティアニーズの把握	
		12. 環境の改善	● 床に直接寝ることなどで病気になる可能性を減らす ● 旅館・銭湯など民間事業者との協定締結 ● 避難者の滞在可能性の検討を実施する（配達が必要な人の避難所での滞在可能性検討）	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 安心して居る場所の確保	
		13. 衣類	● 床に直接寝ることなどで病気になる可能性を減らす ● 旅館・銭湯など民間事業者との協定締結 ● 避難者の滞在可能性の検討を実施する（配達が必要な人の避難所での滞在可能性検討）	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 安心して居る場所の確保	
		14. 入浴	● 床に直接寝ることなどで病気になる可能性を減らす ● 旅館・銭湯など民間事業者との協定締結 ● 避難者の滞在可能性の検討を実施する（配達が必要な人の避難所での滞在可能性検討）	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 感染症への対応（感染症の予防）（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ● 避難所の換気	● 安心して居る場所の確保	
		15. 配慮が必要な方への対応	● 女性、妊娠中などが避難生活を営む際に備えるべきことを確認 ● 地域の防災対策を実施する	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 安心して居る場所の確保	
避難所の解消	安全安心	16. 女性・子どもへの配慮	● 女性、妊娠中などが避難生活を営む際に備えるべきことを確認 ● 地域の防災対策を実施する	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 安心して居る場所の確保	
		17. 防災対策	● 女性、妊娠中などが避難生活を営む際に備えるべきことを確認 ● 地域の防災対策を実施する	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 安心して居る場所の確保	
		18. ベットへの対応	● 女性、妊娠中などが避難生活を営む際に備えるべきことを確認 ● 地域の防災対策を実施する	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 安心して居る場所の確保	
		19. 避難所の解消に向けて	● 女性、妊娠中などが避難生活を営む際に備えるべきことを確認 ● 地域の防災対策を実施する	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 安心して居る場所の確保	
		20. 避難所の解消	● 女性、妊娠中などが避難生活を営む際に備えるべきことを確認 ● 地域の防災対策を実施する	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 女性特有の物資（生活用品等）の確保 ● 自衛（夜間一人では行動しない）	● 安心して居る場所の確保	